

大分市における建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び同法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて

(趣旨)

第 1 条 本取扱いは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の配置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 本取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 専任特例 法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合をいう。
- (2) 専任特例 1 号監理技術者等 法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者等をいう。
- (3) 専任特例 2 号監理技術者 法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。
- (4) 営業所技術者等 法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。
- (5) 監理技術者補佐 専任特例 2 号監理技術者の職務を補佐する者として、工事現場に専任で置かれる技術者をいう。

(専任特例及び営業所技術者等の配置を認めない工事)

第 3 条 本市が発注する工事のうち次の各号のいずれかに該当する工事については、専任特例の適用を受ける監理技術者等及び営業所技術者等の配置を認めない。

- (1) 総合評価落札方式のうち、簡易型を適用する工事
- (2) 低入札価格調査の対象となった工事
- (3) その他専任特例の適用を受ける監理技術者等及び営業所技術者等の配置を認めないと指定した工事

(専任特例 1 号監理技術者等の要件)

第 4 条 専任特例 1 号監理技術者等は、次の要件をすべて満たす場合に兼務できるものとする。

- (1) 各建設工事の請負代金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満であること。なお、工期中に請負代金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合は、それ以降は兼務できない。
- (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道 2 時間以内であること。
- (3) 各建設工事の下請次数が 3 次以内であること。なお、工期中に下請次数が 3 次を超えた場合は、それ以降は兼務できない。
- (4) 当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡

員」という。)を各工事現場に置くこと。この場合において、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。

- (5) 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- (7) 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する建設工事の数は2件を超えないこと。
- (9) 兼務する工事現場は大分市内であること。

(専任特例2号監理技術者の要件)

第5条 専任特例2号監理技術者は、次の要件をすべて満たす場合に兼務ができるものとする。

- (1) 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者一又は監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- (5) 兼務できる工事現場は、大分市内であること。ただし、工事現場が大分市と隣接する市の区域内にある工事にあつて、当該工事が災害復旧工事(地震及び風水害等の自然災害に起因した工事で、工事名に災害復旧、農地復旧、護岸復旧、水路復旧等の記載がある工事をいう。)の場合はこの限りでない。
- (6) 施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- (7) 専任特例2号監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 現場の安全管理体制について、専任特例2号監理技術者が統括安全衛生管理者を兼ねていないこと。
- (10) 既発注工事等と兼務する場合は、既発注工事等発注者と兼務ができる旨の確認がとれていること。

(営業所技術者等の特例要件)

第6条 営業所技術者等は次の要件をすべて満たす場合にかぎり兼務ができるものとする。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。

- (2) 当該建設工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。なお、工期中に請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合は、それ以降は兼務できない。
- (3) 営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において当該工事現場と営業所との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- (4) 当該建設工事の下請次数が3次以内であること。なお、工期中に下請次数が3次を超えた場合は、それ以降は兼務できない。
- (5) 連絡員を営業所及び工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。
- (6) 各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- (8) 営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (9) 兼務する建設工事の数は1件であること。
- (10) 兼務する工事は大分市内であること。
- (11) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。

（専任特例及び営業所技術者等の配置の手続）

第7条 専任特例の適用を受ける監理技術者等及び営業所技術者等の配置を行おうとする場合は、次の各号に掲げる方法により発注者に通知しなければならない。

- (1) 専任特例1号監理技術者等を配置する場合は、現場代理人等（変更）通知書とあわせて次の書類を提出することとする。
 - ア 法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務届（別記様式1）
 - イ 省令17条の2に基づく人員の配置を示す計画書（別記様式2）（法第26条第3項第1号：専任特例1号）
- (2) 専任特例2号監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、現場代理人等（変更）通知書とあわせて法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者の兼務届（別記様式4）を提出することとする。
- (3) 営業所技術者等を監理技術者等として配置する場合は、現場代理人等（変更）通知書とあわせて次の書類を提出することとする。
 - ア 法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の兼務届（別記様式6）
 - イ 省令17条の5に基づく人員の配置を示す計画書（別記様式7）（法第26条の5）

(専任特例及び営業所技術者等の配置の解除手続)

第8条 第4条から第6条までの規定による配置要件を満たさなくなったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める次の書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第1号による通知を行った場合 法第26条第3項第1号(専任特例1号)の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務解除届(別記様式3)
- (2) 前条第2号による通知を行った場合 法第26条第3項第2号(専任特例2号)の規定の適用を受ける監理技術者の兼務解除届(別記様式7)
- (3) 前条第3号による通知を行った場合 法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の兼務解除届(別記様式8)

(専任特例にかかる制限)

第9条 専任特例は、次の各号に該当する場合は認められない。

- (1) 下請負人の場合。
- (2) 現場代理人と兼務する場合。

(その他)

第10条 この取扱いに定めがない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日付け国不建第147号)」によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱いは、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱いは、施行日以後に公告又は指名通知されたものについて適用し、施行前に公告又は指名通知されたものについては、適用しない。